

第三章 律令社会の変動と但馬地方

第一節 大土地所有の展開

第一、二章で述べたように、皇族や豪族の土地人民の私有は大化改新の際に否定され、以後、浮浪と逃亡

律令体制の中で公地公民制が徹底されるようになった。しかし、生産力の基幹をなす農民は政治上の特権はなく、その上、調・庸や労役の過重負担によってその実態は苛酷なものであった。このため彼らは家財を放棄して他郷に流浪し、あるいは戸籍から脱したり、計帳を偽って浮浪人になり、しだいに律令体制の矛盾に抵抗するようになった。その抵抗の現象として表面化したのが浮浪と逃亡である。

逃亡というのは、無断で本貫（本籍）を離れて他国郷に移住することで、浮浪は文字どおり本貫を離れて諸地域に流浪することである。律令政府はこの兩者を一応区別して調・庸の義務をはたす者を浮浪とし、はたさない者を逃亡としていた。このような浮浪と逃亡は、『日本書紀』天武六年（六七七）九月三十日条に「凡そ浮浪人の基の本土に送りし者、猶復還り到らば、彼も此も並びに課役を科せよ」とあるようにすでに奈良時代以前にもみられ、それは厳しく処断された。しかし、特に八世紀初頭の平城京造営のころからはこの浮浪と逃亡が顕在化するようになったのである。

まず、『続日本紀』和銅二年（七〇九）十月十四日条には、「畿内および近江国の百姓、法律を畏れず、浮浪

および逃亡の仕丁らしちやうを容隠して、私に以て駆使す、是に由りて、多く彼こゝかしこにありて本郷・本主に還らず」とあるように、労役に苦しむ仕丁の浮浪・逃亡者が社会に溢れ、中央の有力農民たちは彼らを抱えて容隠していた。なお浮浪・逃亡は仕丁に限らず兵役に従事する衛士えしにも多くみられた。続いて『同書』靈龜元年（七一五）五月一日条には「天下の百姓、多く本貫に背きて他郷に流宕るとうし、課役を規避す」ともみえている。さらに養老元年（七一七）五月十七日条には、

率土の百姓、四方に浮浪して課役を規避し、遂に王臣に仕へて、或は資人しじんを望み、或は得度とくどを求む、王臣、本属を経へずして私ひそかに自ら駆使し、国郡に囑請しよくせいして遂にその志を成す、茲こゝに因りて、天下に流宕して郷里に帰らず、若し斯こゝの輩ありて輒たやすく私に容止せば、状を撥はかりて罪を科すること並びに律令の如くせよ。

と記録されている。すなわち浮浪・逃亡した農民たちは、課役を忌避するため資人（下級役人）を望み、或は得度を求めたのである。得度とは官僧になることで、当時、僧籍を得るためには国の承認が必要であった。つまり彼らは資人や官僧になって調・庸の課役負担を逃れる手段に出たのである。そして、中央の貴族や寺院は官司の許可を得ず、あるいは私的に役人に頼み込んで、彼らを容隠、使役している状態であった。

ところで、このような浮浪・逃亡は、第一章でかかげたような計帳（『山背国愛宕郡出雲郷計帳』）にもみえ、

姉出雲臣宅主売 年参拾漆歳 丁女 右頬黒子 養老六年逃

姑出雲臣形名売 年陸拾陸歳 耆女 和銅六年逃

とあるように、官司は徹底的に浮浪・逃亡を監視して記録していた。

このような逃亡者が出現した場合、「戸令」（二〇条）によると三年間はその行方が捜査され、不明の時は六

年目に計帳から除名され、戸籍作成の年にはその戸籍からも抹消されて口分田は没収されることになっていった。また「考課令」(五五条)によると、逃亡者が官司によって発見・徴発された場合これを括出(括首)といい(自首した場合を隠首という)、本貫地に送還または現地の帳簿に登録された。これは「戸口増益」といつて国司・郡司の任務として奨励されたものである。既掲の『山背国愛宕郡出雲郷計帳』に「女出雲臣豊日亮 年陸歳 括首」とあるのはその例である。

以上のように浮浪と逃亡は、律令制下における農民への課役過重負担が招いたものであって、その結果、律令財政の基礎であった公民たる班田農民層は分解し、自ずから国家に収納されるべき租税が減少するようになった。逆に浮浪・逃亡者を多く抱え込んでいた貴族や寺院は、彼らを労働力として土地を開墾・兼併するようになり、また人口の増加や口分田の不足が重なり、ここに律令政府は土地開墾の必要性に迫られるようになったのである。

三世一身 農民の浮浪・逃亡の増加や貴族、寺院の土地支配・兼併によって、新たに公地公民制の再建策
の法 と土地開墾に迫られた政府は、まず養老六年(七二二)百万町歩の開墾を計画した。『続日本紀』

養老六年閏四月二十五日条には次のようにみえている。

太政官奏して曰く、：食の本たるは、是れ民の天とする所なり。時に随ひて策を設くるは、治国の要政なり。望み請ふらくは、農を勤め穀を積みて、以て水旱に備へん。仍て所司に委ねて人夫を差発し、膏腴の地良田一百万町を開墾せん。

この膨大な計画は、果たしてどの程度実現されたのか明らかでないが、やがてこの政策が改められ次の三世

一身の法に發展した。その三世一身の法について『続日本紀』養老七年（七二三）四月十七日条は次のように記している。

太政官奏して曰く、頃者、百姓漸く多くして田池窄狭なり。望み請ふらくは、天下に勸め課して田疇を開闢せん。其の新に溝池を造りて開墾を営む者あらば、多少を限らず三世に伝へ、若し旧溝池を逐はば、その一身に給せん、と。奏可す。

すなわち、この三世一身の法の要点は、（一）新たに溝池（灌漑施設）を作つて開墾した者については、その田地を三世にわたつて私有を認める。（二）従来の灌漑施設を利用して開墾した者については、その田地を本人一代にわたつて私有を認める、という規定である。三世の解釈については、これを本人から数えて子↓孫↓曾孫とする説と、本人↓子↓孫とする両説があるが、一般的には後者の本人・子・孫を三世とする説が定着している。

右のような三世一身の法は、先の百万町歩開墾計画が国家の手による政策であつたのに対して、民間を対象とした開墾奨励策であつたことが注意される。また元来、班田制が実施されていたにもかかわらず、墾田に対する開墾者の権利は不安定であつたのが現状で、このため三世一身の法は、この開墾者の権利保護を明確にするためにも施行されたといわれる。

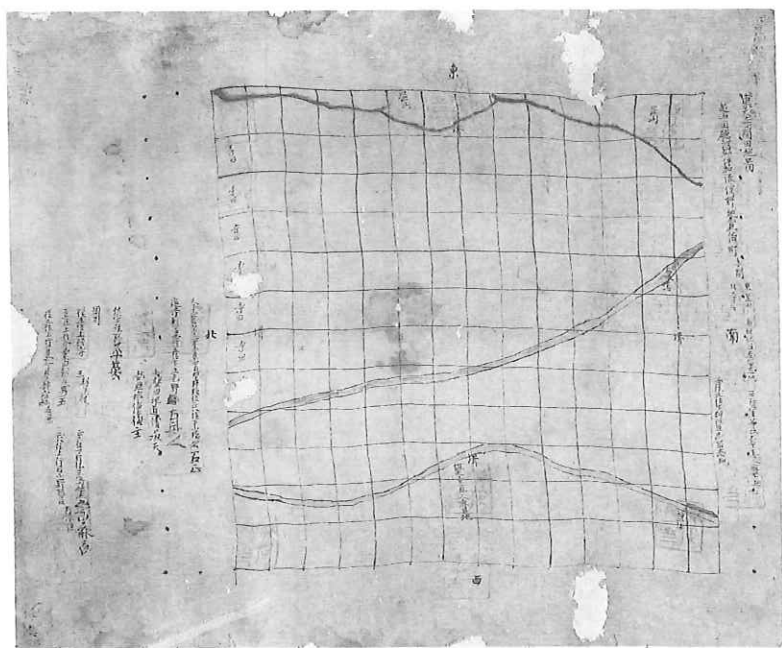
墾田永年 私財法 この三世一身の法は、一時的に土地の私有を許して開墾を奨励し、公地拡大を計つたものであるが、規定のように三世または一身の収公期限が迫つてくると、しだいに開墾者の間には耕作

意欲が減退して、開墾地は再び荒廢する状態であつた。そこで發布されたのが天平十五年（七四三）の墾田永

年私財法であった。『続日本紀』同年五月二十七日条には次のようにある。

詔して曰く、墾田は養老七年の格に依りて限り満つるの後、例によりて収授す。是に由りて農夫怠倦して地を開きて復た荒れぬ。今より以後、任に私財となして三世一身を論ずることなく、みな悉く永年取ること莫れ。

右の詔は、「養老七年の格」すなわち三世一身の法の要点とその不効力を指摘し、その改策として墾田の永代私有を認めたものである。また『類聚三代格』（卷十五）天平十五年（七四三）五月二十七日付の「格」や『令集解』（卷十二）の「田令」によると、開墾にあたっては「先ず国に就きて申請せよ」とあり官の許可が必要であったこと、さらに「三年に至りて本主開かずんば他人の開墾を聴



写39 天平宝字3年(759)越中国礪波郡伊加流伎開田地図(奈良正倉院蔵)

せ」とあり、三年以内に開墾を着手することが条件であった。さらに右の『続日本紀』の後半部には、位階の身分によって開墾面積が制限されていたこと、また国司が在任中に開墾した田地は任期終了の時に収公されること、などが規定されている。

いずれにせよこの墾田永年私財法は、三世一身の法で規定されていた収公期限を廃して、墾田は私財となし、永年取ることなかれ、として収公しないことを承認したものである。したがってこの法令は、政府みずからが律令制下における公地制の原則を否定したことであり、これは大きな政治体制の変革であった。

このように墾田永年私財法の公布によって社会は変動化の様相を呈し、盛んに開墾事業が推進された。特に先にふれたように多くの浮浪・逃亡民を労働力として保有していた貴族・寺院は、その経済力を背景に有利に開墾を推めた。『続日本紀』天平神護元年（七六五）三月五日条には「天下の諸人、競ひて墾田をなし、勢力の家は百姓を駆役し、貧窮の百姓は自存するに暇いとまあることなし。今より以後、一切に禁断して加墾せしむること勿なれ」と、その実情を伝えるとともに、加墾禁止令を發布した、この加墾禁止令は当時の権力者であった僧・道鏡の政権下で公布されたものであったが、寺院の開墾は対象外であった。そして宝亀三年（七七二）にはこの禁制が解かれ（『類聚三代格』同年十月十四日付・太政官符）再び大土地所有が本格的に展開されるようになった。その結果、公地公民制は崩れ、やがて荘園が発生する源流となったのである。

第二節 奈良時代史と但馬

政情の変遷と
災害・疫病

前記のように社会が変動し始めると、政局にも変化がみられるようになった。すなわち、奈良時代の初頭に律令制度の確立に尽力した藤原不比等は、娘・宮子を文武天皇に嫁して聖武天皇を誕生させ、また聖武天皇の皇后には同じく娘・光明子を立てて皇室と姻戚関係を結んでいった。さらに不比等の子で四兄弟であった武智麻呂、房前、宇合、麻呂も、それぞれ南家・北家・式家・京家を興し、藤原氏の勢力は絶対的なものにもえた。しかし、第二章の「但馬国正税帳」の項でものべたように、天平九年（三七）の全国的な疫病流行によって四兄弟は死亡し政情は不穏になった。およそ古代において衛生観念は薄く、ややもすればこうした疫病発生によって政局が破綻することもあったのである。

そこで眼を但馬地方に転じると、大宝元年（七〇二）八月、但馬地方は蝗の大群に襲われ、また大風によって大きな被害を受けた。『続日本紀』はその状況を「参河・遠江・相模……但馬……の十七国、蝗あり、大風、百姓の廬舎を壊ち秋稼を損ず」と伝えている。また慶雲三年（七〇六）七月には但馬・丹波地方に山火事が発生し、政府は神社に幣帛を奉って鎮火を祈念するとともに、さらに和銅元年（七〇八）七月には「但馬・伯耆の二国疫す。薬を給ひてこれを療せしむ」（本紀）とあるように国内に疫病が流行している。そして問題の天平九年の疫病は全国を麻痺させ、当然但馬地方も伝染区域にあつて、『但馬国正税帳』によると、この時、但馬の疫病患者一四二人に粥糲料として稻二二七束五把が支給されている。

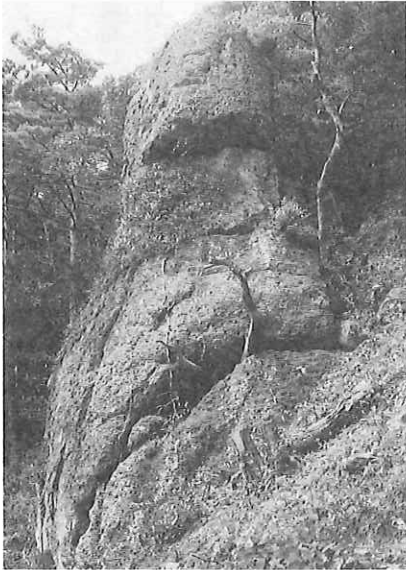
このように中央の公式記録に記載される自然災害や疫病というものは、その被害が相当大きかったことを暗

黙的に領解しなければならぬが、いっぽう、地方にもこのような災害が記録や伝承として残されるものがあった。その一例が竹野に残る鑄物師戻峠の話である。すなわち伝承によると、天平六年（七三四）四月、伊多首の部属人が金を採掘してその荒金を背負って阿金谷峠を通りかかった時、突然地震があったという。この時、峠の巨岩が振動し金鉞採掘の役夫たちも大いに恐れて帰還したので、それ以来この峠を鑄物師戻峠と呼ぶようになったという（『但馬古事大』観録六卷）。伊多首は、それ以前の神龜二年（七二五）竹野谷に金鉞が発見され、郡司の矢田部連守柄の命によって金を採掘した一族であったという。この天平六年（七三四）の地震については中央の正史にはみえないが、天平年間の自然異変、災害、疫病といった社会不安を表象するものとして、ただたんに竹野（但馬地方）の一伝説として片付けられない問題を提示している。

このように中央では藤原氏が皇室との姻戚関係を強化していた時代であったが、片や疫病や飢饉が続き、また九州では藤原広嗣の乱が天平十二年（七四〇）に勃発して政情は不安定な時期であった。

政治の刷新

さて以上のような政治的、社会的不穏の中で、政府は国分寺の建立、東大寺大仏造営を打ち出して国家の安泰を祈ったが、政局は藤原四子のあと橘諸兄、僧・玄昉、吉備真備などの他氏が勢力を得た。そして、孝謙天皇が即位すると藤原



写40 鑄物師戻峠の大岩（阿金谷）

武智麻呂の子・仲麻呂が進出するようになった。しかしまた、この仲麻呂の専権を憎む他氏の反感が高揚し、天平宝字元年（七五七）橘諸兄の子・橘奈良麻呂が挙兵をくだした。しかしこれは事前に密告されて鎮圧されてしまった。この事件を橘奈良麻呂の変と呼んでいる。

ところで、この橘奈良麻呂のことで紹介しておきたいことは、彼が天平勝宝四年（七五二）十一月に但馬、因幡国の按察使となり、合わせて伯耆、出雲、石見国などの国司の行政を監督していることである。按察使とは地方行政監察機関の一つとして創設された令外官（令の規定以外の官職）で、原則として特定国の国司が兼任して近隣諸国を監察するものであった。つまり橘奈良麻呂は、事件を起こす五年前には但馬国を監察する按察使であったのである。しかし『続日本紀』は彼の最後を語っていない。

さて、橘奈良麻呂の変ののち、藤原仲麻呂はますます勢力を得て政界に座り、さらに恵美押勝と改名して、仏教を他に向けて儒教的な政治を展開した。しかし、孝謙天皇は僧・道鏡を寵愛するようになり、このため仲麻呂は天平宝字八年（七六四）に道鏡を排除しようとして反乱を起こしたが鎮圧されてしまった。こうして称徳天皇（孝謙天皇の重祚）の下で道鏡政権が現出したが、やがて彼も和氣清麻呂らの妨害によって下野国に左遷され、政局は複雑な諸勢力の絡み合いの中で激しく揺れ動いた。

そこで藤原氏はあらためて光仁天皇を擁立し、続いて即位した桓武天皇は、延暦六年（七八七）都を長岡京に移し、次いで同十三年（七九四）平安京に遷都して政治刷新に着手した。特に地方政治の刷新に力を入れ、まずは国司の監督を厳重にするために勘解由使を設置した。この勘解由使は国司が交替する際に新任者が前任者からの引き継ぎ終了の証明として解由状というものを発給したが、その解由状を勘検して国司交替を円滑

にさせることを職務としていた。また桓武天皇は班田制を励行し、合わせて郡司の子弟から徴兵する健児の制をした。この健児の制は、従来の軍団兵士であった農民の疲弊と戦闘能力が低下し、また国司や団穀による軍団私物化の弊害が顕著になったためにとられた徴兵制度の措置であった。この制度において但馬国からは五〇人の健児が徴発されることになっていた（『類聚三代格・延暦十一年』六月十四日付・太政官符）。

続いて嵯峨天皇は、天皇の側にあつて機密文書をあつかう藏人頭や、都の治安維持のために檢非違使を設置し、さらに律令追加法の格、施行規則である式を編集し（弘仁格式）、弛緩した律令体制を緊縮した。

大嘗祭と 既述のように本節では、奈良中期から平安初期の政情と但馬との関連事項を概観してきたが、但馬国 最後に大嘗祭について付言しておきたい。

『続日本紀』和銅元年（七〇八）十一月二十一日条によると「大嘗す、遠江・但馬の二国、その事に供奉す」とあり、元明天皇即位後の大嘗祭に但馬国が供奉したことが記録されている。大嘗祭とは、天皇がその年の新穀を神に供えてみずから食する儀式であるが、これには毎年十一月下卯・辰の日に行なわれる新嘗祭（現・勤労感謝の日）と、天皇の即位後に初めて行なわれる一世一度の大嘗祭（踐祚大嘗祭）があった。右の『続日本紀』の記事は大嘗祭（踐祚大嘗祭）を指しているが、注目されるのはこの儀式における新穀を遠江と但馬国が献上したということである。その新穀を出す国はあらかじめ二国が卜定されることになっており、これをユキ（悠紀）・スキ（主基）国と呼んだ。すなわちこの悠紀・主基国に選ばれた国司や郡司が中心となって大嘗祭の準備が進められるのであるが、右の大嘗祭では、遠江が悠紀国、但馬が主基国であった。そして『続日本紀』靈龜二年（七一六）十一月十九日条に「大嘗す、親王以下及び百官人らに禄を賜ふこと差あり、由機の遠

江、須機すきの但馬の国の郡司二人に位一階を進む」とあるのも同様な記事で、但馬国は古代の大嘗祭における重要な役目を果たす国であったことが知られるのである。

なお記述は前後するが、この時期の但馬でのおもな出来事をあげておくと、和銅五年（七一二）七月に但馬国は他の二一カ国とともに綾錦を織るように命じられ、同六年（七一三）十一月には白雉きを政府に貢進し、次いで養老三年（七一九）七月には丹波守小野朝臣馬養が按察使として但馬、丹後、因幡国を監察し、さらに宝龜元年（七七〇）七月には疫病が発生している（以上一統）（日本紀）。

第三節 平安時代史と但馬

但馬の受領

延暦十三年（七九四）、都は長岡京から平安京に遷都されることになり、同十八年（七九九）には伊賀、伊勢、丹波国とともに但馬国の役夫が徴発されてその平安京の造営に従事した。また弘仁六年（八一五）には尾張、参河、但馬国などの役夫一万九千八百人が平安京の朝堂院の修理にあたった。朝堂院は八省院とも呼ばれた平安京大内裏だいだいりの正殿である。またこの間、但馬国では延暦十五年（七九六）に婦女二人が陸奥国に派遣されて養蚕技術を教習させられ、同二十三年（八〇四）には国府が気多郡高田郷に移り、さらに弘仁四年（八一三）には但馬養父郡の郡司の子女で、十六歳以上二十歳以下の容貌端正なる者うねめを采女として貢進した（以上一統）（本後紀）。采女とは天皇に近侍しておもに食事の世話をする後宮女官である。そして、貞観十六年（八七四）には但馬国は水害に襲われ、元慶二年（八七八）には檀弓百本を中央に貢進し、同六年（八八二）にはそれまで貢進していた綾一疋のかわりに生絹二疋を貢献することになった（以上一統）（三代実録）。

こうした九世紀の後半、中央では嵯峨天皇の信任を受けた藤原冬嗣が台頭し、以後、藤原氏は皇室との姻戚関係を深め、天安二年（八五八）には良房が臣下として初めて清和天皇の摂政となり、次いで基経も元慶八年（八八四）光孝天皇の時に関白に就任した。それ以降、藤原氏は伴（大伴）氏、紀氏といった他氏を政治的事件（承和の変・応天門の変）によって排斥して地位をかためていったが、この間、宇多天皇は菅原道真を抜擢して藤原氏と対抗させ、醍醐・村上両天皇による親政政治も行なわれた。しかしながら藤原氏は、実頼が康保四年（九六七）に関白になった以後、代々摂関の地位につき、いわゆる藤原氏による摂関政治が展開されることになり、十一世紀初頭の道長・頼通の時代はその最盛期を現出したのである。

さてこのような藤原氏による摂関政治が隆盛するようになると、宮廷は国政の議決機関というよりもっぱら儀式が行なわれるのみの場所となり、官職も政治官僚というより貴族の収入源となって売位売官の風潮が現れた。したがって地方の政治は乱れ、国府の実権もいまままで下級官人であった在地豪族（在庁官人）によって占められるようになった。

また中央から派遣されていた国司も、任地におもむかないで目代という代官を派遣し、自分は京に留まっ
て収入のみを確保する遥任国司が増えた。これに対して任地に赴いた国司を受領というが、彼らは在地住民に重税を課し、あらゆる手段をこうじて私財蓄積を迫及するようになった。受領というのは国司の長官（国守）を指すが、その名称は前任者が新任者に事務を引き渡す行為＝文付を受領することによって由来するものである。『今昔物語集』（巻二十八）には、信濃国司藤原陳忠が谷底に転落し、そこに群生していた平茸を掴んで助け上げられた際に「受領は倒れるところに土をつかめ」と叫んだという話があり、これは転んでもただでは



写41 任国に赴く受領国司（『因幡堂縁起絵巻』より）

起きない当時の受領の気質を端的に示したものとしてよく引用される記事である。

このような受領の貪欲と巨富を積んだ例はすこぶる多いのであるが、但馬国司・源章任もその典型的な受領であった。すなわち『続本朝往生伝』（第三十五話）によると、

但馬守源章任は：四ヶ国（美作・丹波・伊予・但馬）の吏たり。家大きに豪富にして珍貨蔵に盈ち、米穀地に敷きて庄園家は天下に布き満てり。本朝の陶朱・猗頓なり。

と語られている。「陶朱・猗頓」というのは中国古代の大富豪で、そのような財産家に譬えられたのである。

また源頼光も、藍の原料となる蓼を積んだ船が気多川（円山川）を下るのを見て一詠した但馬国司であったが（『金葉和歌集』第十）、寛仁二年（一〇一八）藤原道長が土御門邸を造営した時、彼は厨子・韓櫃・銀器・管絃具など珍宝や豪華な調度品を独力で献上して道長に忠義を示したというように（『小右記』寛仁二年六月二十日条）私利私欲を満たした大富豪であった。

こうした受領の私財は、彼らの貪欲と非法がなす農民からの

取奪に基づくものであり、したがって郡司や百姓たちはこれらの国司の非法を訴える事件を盛んにひきおこした。その例として、永延二年（九八八）尾張国郡司百姓らが国守藤原元命もとながの非法三十一カ条を訴えたのが史上で名高いが（尾張国郡司百姓等解、文名古屋室生院文書）、但馬国でも治安三年（一〇二三）朝来郡の郡司ら七人が、四月以来上京して国守藤原実経まねねの非法を訴え続け、六月ついにその実経は国務を停止させられたことがあった（小右記同年）。

さらにこのような郡司や百姓の上訴行動は、国司の罷免にとどまらず、その国司の流罪に発展することまであった。すなわち長元八年（一〇三五）但馬国司・源則理のりまさは、石清水八幡・別宮側と官物納入をめぐる争い、則理はその別宮の神人を殺害する事件を起こした。これに対し八幡宮は訴訟に及び、その結果、長暦元年（一〇三七）源則理は土佐に配流、その関係者も伊豆、佐渡などに流罪となった（行親記、扶桑略、記同年五月二十日条）。

このように但馬国では、国司の非法について在地住民の上訴行動が頻出し、『春記』長暦二年（一〇三八）十一月一日条にも「近日但馬国百姓、公門に群集して奏状を申す」とあり、その真相は不明であるが、但馬国の百姓は平安京大内裏の公門（陽明門）に押しかけて訴状していることが知られる。

以上のように十一世紀初頭は摂関政治の最盛期で中央の華々しい貴族たちの生活があったが、地方の政治は大いに乱れ、それに加えて寛仁元年（一〇一七）には、山城、丹波、摂津、但馬をはじめ畿内と近隣諸国に蝗いんげが異常発生するなど（小右記同、年七・八月条）世の中は社会不安にみちた世界でもあった。

但馬国は山国でもあるがいつぼうでは日本海に接した海岸線で占められ、古代よりいろいろな船舶が漂着する所でもあった。まず『日本紀略』によると「渤海の人、百餘人來著す」とあり

渤海使・文矩ぶんくら百餘人が天長四年（八二七）十二月に但馬国に到着したことを伝えている（類聚三代格、天長五年正月、二日付、太政官符も参照）。

当時、唐と新羅国に挟まれて苦難にたたされた渤海の使者が初めて日本に來航したのは、神龜四年（七二七）九月に主領・高齋徳ら八人が出羽国に漂着した時であった。次いで天平十一年（七三九）七月にも副使・雲麿將軍（しやうぐん こんちんしやう）が來航している（（本紀））。また延長八年（九三〇）正月に渤海船が丹後に漂着した時、但馬国はその渤海船の修理と船員の食料に正税をあてたことがあつた（（略記））。

さらに但馬海岸はいろいろな外国の難破船が浮流する所でもあり、元慶四年（八八〇）六月には二方郡の沖合に長さ十丈あまりの船・艫（へさき）の残骸が漂流しているのを百姓たちが発見し、その二日後には美含郡の海岸に長さ五丈余、広さ一丈六尺余の大船が漂流しているのがみつき、人々は不安を持って監視を嚴重にしたといふ（（『日本三代実録』同））。

さて寛平六年（八九四）菅原道真の進言によつて遣唐使が廃止されたことは有名であるが、そののち、中国では唐にかわつて宋（北宋）が興つてしほれば九州などに商船が來航していた。そこで寛徳元年（一〇四四）七月、その宋国の商人・張守隆（ちやうしゆりゆう）が商船を率いて但馬に漂着したことがあつた。『百練抄』同年八月六日条によると、この時朝廷は対策を協議して前大隅守中原長国を但馬介（あまご）に、民部少丞藤原行任を但馬掾に任命してこの宋商を存問させることにした。しかし、前述した受領・源章任（みなもと）がすでに存問を済ませていたことが判明し、にわかには朝廷は先の二人の任務を解いて赴任を中止したという。『扶桑略記』はその件について「国司源朝臣章任、案内を經ずして先ず以て存問すと。仍て釐務（りむ）を停どめて任所に赴かず」と記している（（長久五年八月））。

ところが翌二年（一〇四五）八月に、宋商・張守隆は国司源章任が雑物を押領したと日本側に愁訴し、朝廷はこれについて仗議（じやうぎ）を重ねたのである（（『百練抄』同））。この事件は既述のように受領としての源章任の私利私欲

の氣質を表徴しており、確かに宋商の財宝などを没収したことを伝えたものであろう。

莊園の成立 と 発 展

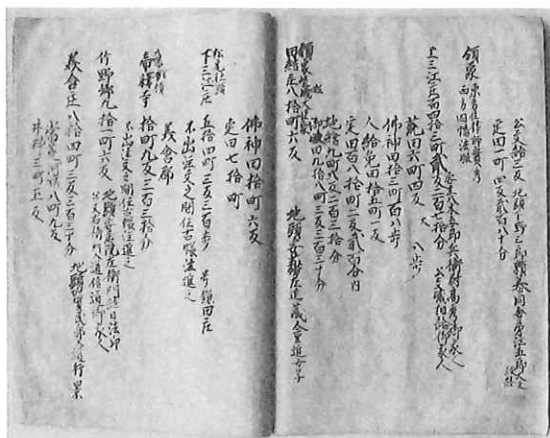
天平十五年（七四三）墾田永年私財法の発布に伴い、中央の貴族や有力な寺社は盛んに土地開墾を推し進めていった。開墾は莫大な費用と労働力を要したが、彼らは豊かな經濟力を背景に山川^{さんせん}、澁^{せうた}という公私共有であった入会地なども囲い込み（『続日本紀』延暦三）年十二月十三日条。広大な土地所有を展開した。その結果こうした開墾可能な荒地や墾田を主とした私有地・莊園が発生するようになった。莊とは、本来中央の貴族たちが地方に持っていた別宅や、その周囲の土地経営のための事務所や倉庫などの建造物をさし、それにしたためるの園地が付属して莊園（庄園）と呼ばれたものである。このような八、九世紀の初期莊園を自墾地系莊園と呼んでいるが、その中には地方の有力農民（名主・田^{みちぬ}）が開墾して固有の名を付けた名田^{なみた}や、治田^{ちりた}という小規模な小農民の私的保有地も含まれていた。

ところで莊園は原則として租税を納める輪租田であったが、各莊園の所有者たち（開墾領主^{かいはりりょうしゆ}）はその租税不課の権利を確保するための不輸^{ふゆ}の権と、国司が派遣する検田使の立ち入りを拒否する不入^{ふにゅう}の権を主張するようになった。その方法として彼らは中央の貴族や有力な寺社に、名儀上、土地を寄進して領主権を移し、さらに二段階として上級の皇族や貴族に寄進するなどして、自身は預^{あかりどころ}所職^{しやく}（下司職^{げししやく}・中司職^{ちゆうししやく}ともいう）という莊官の地位につき、さらに下級の莊官を指揮して實質的な現地支配者となった。それに対して領主権を譲り受けた側は本家、領家と呼ばれた。したがって莊園の支配関係は、本家職―領家職―預所職（莊官）―名主・田^{めいぬ}（耕作権者）という重層的な権利関係の秩序が生まれる結果となった。そして各莊園領主は不課税の特権と莊号の獲得を国に申請し、これを受けて中央政府は太政官符や民部省符を発布してこれらを承認した。こ

した一連の手続きを立券^{りつけん}荘号^{しやうごう}といい、これによって承認された荘園を官省符^{かんしょうふ}荘と呼び、国司が承認した荘園を国免^{こくめん}荘と呼んでいる。このような成立過程をたどる荘園は十世紀ごろからみられ、それらを初期の自墾地系荘園に対して寄進地系荘園と呼んでいるが、こうした荘園の分類については最近見直しが迫られている。以上のようにして荘園は皇室・皇族や摂関家の藤原氏、および、大寺社（これらを権門^{けんもん}勢家^{せいけ}という）に集中して律令体制の土地制度は大きく崩壊し、荘園制という新しい社会体制が散在分布するようになった。

このように国の財政的基盤に大きな影響が現われ始めると、いっぽうでは、荘園の整理が着手されるようになった。まず延喜二年（九〇二）醍醐天皇が新立荘園の禁止と、非合法の既存荘園を整理したのを初めとして（『類聚三代格』延喜二年三月十三日付、太政官符）その後も永観二年（九八四）、寛徳二年（一〇四五）、天喜三年（一〇五五）に荘園整理令が發布された。さらに延久元年（一〇六九）後三条天皇は、寛徳二年（一〇四五）以後の新立荘園の禁止、それ以前でも券契^{けんけい}（証拠文書）不明の荘園と国務の妨げとなる荘園の停止、および、記録荘園券契所を設置して、いままで国司に任せていた整理事務を廃して直接その荘園整理を行なうという厳しい荘園整理令を出した（『百練抄』同年二月二十三日・閏十月一日条）。

さてこうした荘園の中で但馬国に所在した平安期成立の荘園には、太田荘、菅^{すが}荘、水谷荘、温泉^{ゆめ}荘などがあった。太田荘は出石郡（現・但東町）に所在した荘園で、『中右記』承徳元年（一〇九七）二月六日条に「但馬國太田荘」とみえ、弘安八年（一一八五）の『但馬國太田文』によると京都仁和寺の法金剛院領であった（『鎌倉遺文』一五七七四号文書）。菅荘も出石郡（現・出石町）に所在した荘園で、保元三年（一一五八）の「官宣旨」に「但馬國菅庄」とみえ（『平安遺文』二、九五九号文書）、鎌倉時代には石清水八幡宮領であった（『但馬國』）。水谷荘は養父郡（現・



写42 『但馬国太田文』写本（香住町帝釈寺藏）

養父町）にあった領地で、康治二年（一一四三）の「太政官符」によると水谷大社の神宮寺が安楽壽院の末寺で、その水田が莊園としてあつかわれていた（『平安遺文』二）。安楽壽院は鳥羽上皇の創建にかかる京都伏見にあった寺院で、上皇の第三皇女・八条院には多くの莊園が寄進された所でも有名である。

さらに二方郡（現・美方郡温泉町）にあった温泉莊は、その伝来がわりに明らかな莊園で、かつては国衙領であつた。その本領主として初めて文献に登場するのは平季盛で、彼は在地の郡司や百姓としばしば領有をめぐる争つたが、康治元年（一一四二）ごろ国司によってその領有権を認められている。この間、史料の錯簡がみられるが、季盛は保延五年（一一三九）に子息・季広に所領を譲与しており、その季広は京都蓮華王院（俗称・三十三間

堂）の造営に尽力していた法師・聖頭に譲り、さらに聖頭は長寛三年（一一六五）その所領を蓮華王院に寄進した。その際、蓮華王院への年貢として能米百石を納め、領家（聖頭）は、その門弟が代々相伝するという条件であつた（『平安遺文』三三五）。またこのころ聖頭が蓮華王院に鐘楼一字を造進して温泉莊の莊号が許可されたといひ、また季広はその後も温泉莊の下司職（莊官）として活躍している（『平安遺文』四）。なお鎌倉時代の『但馬国太田文』には「蓮華王院領温泉庄 七拾四町六反半五分」とみえている。また二方郡（現・浜坂町）に所在

した二方荘と八太荘は、養和元年（一一八一）の「後白河院序下文」にその名がみえ（『平安遺文』四〇一三号文書）、『但馬国太田文』によると京都の新態野社領であった。

武士勢力の

向 上

莊園の発達によってその莊園制が社会構造の基本をなすようになると、地方では各莊園の防衛をめぐって国司・郡司および莊官・名主なども競って武装するようになった。武士の発生である。彼らは家子・郎党と呼ばれる従者を率いて武士団を形成し、中でも桓武平氏と清和源氏はそうした武士

団の代表的存在であったことはよく知られている。承平五年（九三五）桓武平氏から出た平将門は東国で挙兵してその勢力を示し（『将門記』）、天慶二年（九三九）には瀬戸内地方の海賊を率いていた藤原純友が西国で反

乱を興した（『本朝世紀』同年十二月条）。この二つの乱はいずれも鎮圧されたが、純友の郎党であった藤原文元と文用らは天

慶四年（九四一）北陸に逃亡する途中、但馬国朝来郡に現われたところを殺害されている（『本朝世紀』同年十月二十六日条）。こ

うした将門の乱と純友の乱を合わせて承平・天慶の乱と呼んでいるが、これらはいずれも当時の国家統制力の衰退と武士団の勢力が確実に台頭しつつあったことを示した事件であった。

そののち、前節で紹介したように藤原氏の摂関政治と、地方では受領の苛政が続いたが、十一世紀後半の応徳三年（一〇八六）になると白河天皇が讓位して上皇となり、院庁を開いて院政を開始した。こうした院政期の但馬国に注目すると、まず白河上皇は康和四年（一一〇二）御願寺である尊勝寺の金堂・講堂・中門・鐘樓などの造営を但馬国に課し、国司であった源仲章はその功によって再び同職に任じられた（『中右記』同年七月二十一日条）。これを重任という。また天仁元年（一一〇八）には平正盛が但馬守に赴任している（『中右記』同年一月二十九日条）。そののち、鳥羽、後白河上皇が院政を継続したが、天承元年（一一三一）鳥羽法皇の信任を得ていた平忠盛が蓮華王院造営の功

によって但馬守に補任されたという（『平家物語』「平家物語」卷一）。こうして政治社会には平氏の台頭が目立つようになり、やがて保元の乱（一一五六年）と平治の乱（一一五九年）を通して平氏の覇権が確立した。そして周知のごとく平清盛は大輪田泊（現・神戸市）を修築して日宋貿易を展開し、そののち、社会は源氏による鎌倉時代へと導かれることになった。

第四章 古代の宗教と文化

第一節 古代仏教と民衆

民間仏教

六世紀のなかばに伝来した仏教は、平成の現代まで我々の精神生活を支え、生活慣習の中にも様々な形で融合して今日まで及んでいる。そうした日本の仏教、殊に律令時代の仏教は国家仏教・官寺仏教と規定され、それを担う僧侶は壮大な寺地と伽藍を与えられ、かつ国家財政によってその身分は保証されていた。しかし「僧尼令」によって法的規制を受け、専ら護国經典を讀誦して国家安寧と五穀豊饒を祈る僧侶として存在していたのである。こうした国家仏教いわば官寺仏教の僧尼群に対して、民衆と接触したいわば民間仏教を支えた半僧半俗の僧侶群があった。彼らは国家の承認する官度僧に対する私度僧であり、禪師・優婆塞・化主・沙弥・行者・菩薩と呼ばれ、聖とも総称された。そして彼らは諸国を遊行または村落に止住して仏教的・社会的事業に挺身し、民間仏教の普及に努めたのであるが、そうした無名または伝説上の僧が建立した寺院やその人物に対する信仰が連綿として続いていることは注意すべきことである。

そうした民間仏教者の中で、兵庫の賀茂・多可・多紀・氷上・神崎郡に多くの足跡を残した僧に法道仙人があった。その法道は伝説上の人物であるが、彼はインドの人で靈鷲山から紫雲に乗って中国、百済を経て日本の播磨国印南郡法華山に飛来したという。そして常に法華經を誦して鉢を飛ばす験力があり、世に空鉢上人と

も呼ばれた。大化五年（六四九）孝徳天皇の病を加持で治癒し、その功績によって白雉元年（六五〇）山中に大殿を建立したという（『元亨釈書』十八・『本朝高僧伝』七十四）。これが現・川西市の法華山一乗寺である。こうした法道仙人を開創者とする寺院は賀茂郡にもっとも多いが、十四世紀半ばの成立とされる『峯相記』は先記の法華山一乗寺をはじめ、丹生山明要寺（現・神戸市）、大谷山伽耶院（現・三木市）など二一カ寺を挙げている。また但馬地方では日野西眞定氏の調査によると、生野町の福応寺・法道寺、朝来町の鶯原寺・善隆寺・高峯寺、和田山町の法道寺など一六カ寺が法道仙人開創の寺院として知られており、直接、竹野町には彼の伝承が聞かれないものの無視できない人物である。

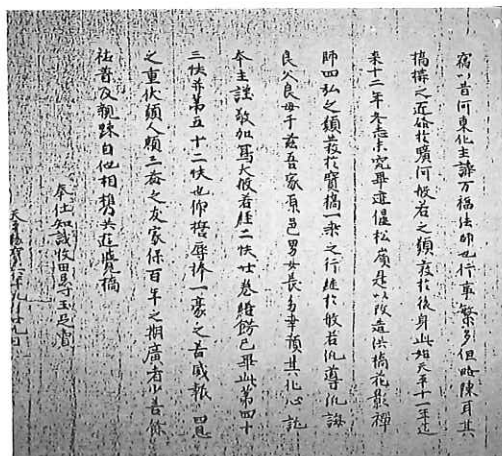
滋賀県大津市石山寺に所蔵される天平六年（七三四）の『大智度論』（写経）の奥書に「天平六年歳次甲戌十一月廿三日寫播磨國賀茂郡既多寺 佐伯直漢古優婆夷」、

知識 経

一月廿三日寫播磨國賀茂郡既多寺 針間國造國守」（文、中巻）などとあり、現・川西市付近に既多寺という寺院があった。そしてこの『大智度論』は一〇〇巻のうち八九巻が残り、その奥書に右の佐伯直漢古優婆夷、針間國造國守をはじめ、その他、針間國造荒熊、針間直姪買、向姓禪師など六四名が記されている（『日本書紀』経緯）。

これらの人々は僧侶の勧めによって仏道に結縁し、財物などを喜捨する同信者集団で知識と呼ばれた。

このような知識の人々による写経は天平年間に隆盛したが、日本最古の知識経である朱鳥元年（六八六）の『金剛場陀羅尼經』も教化僧・宝林を中心として、河内国志貴（志貴）評（現・大阪府藤井寺市）の知識による知識経であった。さらに、和歌山県伊都郡花園村医王寺に旧蔵された天平勝宝六年（七五四）の『大般若經』も、河東の化主と呼ばれた万福法師と花影禪師にしたがった河内国大県郡家原里（現・大阪府柏原市）の人々によ



写43 家原邑の知識經(和歌山県花園村医王寺藏)

る知識經であったが、彼らはこの写經と同時に『万葉集』巻九に詠まれた河内大橋の改修事業に参加したことが知られている(写43は天平勝宝六年の知識經)。

以上のような知識經の隆盛は、古代における民間仏教の成熟を物語るものであるが、そうした知識の論理というものは、奈良東大寺の大仏が、河内国大県郡にあったという知識寺の蘆舎那仏がモデルとなり(『続日本紀』天平勝宝八年二月二十五日条)、後述する行基に率いられた知識の人々によって建立されたことにも反映しているのである。そうした意味で竹野町小城の十二所神社に伝来した「大般若經」も、このような古代の知識による写經の伝統性と論理性を考慮しなければならぬ

いだらう。

なお、竹野を含む兵庫県内の民間仏教という視点を通すと、姫路市の書写山田教寺を開いた性空上人、および、加古川市野口の草庵で念仏生活に終始した平安時代の沙弥教信は無視できない。殊に鎌倉時代に現われた一遍は性空・空也とともにこの教信を思慕して教信寺を訪れ(『一遍聖傳』巻九)、親鸞も「僧にあらざ俗にあらざる儀を表して、教信沙弥の如くなるべし」(『改邪抄』)として教信を崇敬していた。

第二節 竹野町の古代開創寺院

行基と
古代寺院

竹野町において古代に開創されたという寺院は、羽入地区の荆木山観音寺と轟地区の峰山蓮華寺である。しかし、この両寺の古代開創年代は伝承文献に基づくものであり、歴史事実とする

にはそれなりの傍証や検討が必要であることはいうまでもない。

まず観音寺は『荆木山蓮華寺目安状案』（永正七年（一五二〇））や諸記録によると、大宝元年（七〇二）行基によって開創されたといい、本尊十一面観音、脇士を不動・毘沙門とする元・天台系寺院であったが、永正七年（一五二〇）にはすでに真言宗寺院になっている。現在、塔頭たちゅうであった金亀院と両界院がその法灯を伝えているが、往古、一山内には花蔵院・遍照院・宝積院・安養院・藤本院・新井坊・大聖坊・奥之坊・泉水坊・松尾坊・大門坊が寺観を整えていたという。このうち遍照院は、天文十一年（一五四二）山内から竹野浜の竹岡に移転し、万治二年（一六五九）賀嶋山正福院神通寺と改称し、また松尾坊（一説に松本坊）も承応元年（一六五二）に竹野浜の松力岡に下り、賀嶋山正寿院龍海寺となった（明治明治二十六年『古』社寺取調書上帳）。そしてこの龍海寺は、明治十年（一八七七）に神通寺と時宗寺院から出発したという慈眼院



写44 荆木山観音寺（羽入）



写45 賀嶋山龍海寺（竹野）

（淨願寺）を吸収し、行基を開基として現在に至っている。

いっぽう、蓮華寺も『但州蓮華寺縁起』（元禄十一年（一六九八））

などによると、慶雲四年（七〇七）に開創されたと伝え、そののち、

元仁元年（一二二四）ごろ比叡山の光賀律師によって伽藍が整備され、

本尊聖観音をはじめ、阿弥陀三尊、薬師像などを安置していた元・天

台宗系寺院であった。次いで元徳二年（一二三〇）京都・東寺の学僧・

杲宝が再興したといい、このころから真言宗に転派したようである。

かつては林地区の常楽院・小丸地区の高蓮寺・河内地区の施薬院・小

城地区の玉伝寺・下塚地区の長法寺の五末寺を有し、山内にも八坊が

あったという。

このような複雑かつ密接な関係を有す観音寺と蓮華寺、および、天

平宝字元年（七五七）賢者仙人の開創という瑠璃山大岡寺については

本書の各宗教編で詳説されるので、本節では但馬を中心とした行基開創寺院とその行基の人物像について紹介しておくたい。

およそ行基を開祖・開基とあおぐ寺院は全国では数え切れないほど存在するが、竹野町では既述の荆木山観音寺（金亀院・両界院）と賀嶋山龍海寺（神通寺・慈眼院）である。そうした行基開創寺院とその関係寺院を管見の限りにおいて整理したのが表19と表20である。

表19 行基開創寺院【但馬地方】

荆木山両界院	現・竹野町羽入	真言宗
荆木山金亀院	現・竹野町羽入	真言宗
加嶋山龍海寺	現・竹野町竹野浜	真言宗
加嶋山神通寺	跡・竹野町竹野浜	真言宗
加嶋山慈眼寺	跡・竹野町竹野浜	真言宗
亀居山大乗寺	現・香住町森	真言宗
海晋山長谷寺	現・香住町無南垣	真言宗
三川山弥勒寺	現・香住町三川	真言宗
観世音山相応峰寺	現・浜坂町清富	天台宗
日前山進美寺	現・日高町赤崎	天台宗
志貴山観音寺	現・日高町観音寺	天台宗
水生山長楽寺	現・日高町上石	真言宗
九品山蓮台寺	現・日高町知見	真言宗
護国山国分寺	現・日高町国分寺	浄土宗
天台山法華寺	現・日高町山本	曹洞宗

表20 行基開創・関係寺院【兵庫県下】

温泉寺	現・神戸市北区	黄檗宗
善福寺	現・神戸市北区	曹洞宗
薬仙寺	現・神戸市兵庫区	時宗
昆陽寺	現・伊丹市寺本	真言宗
酒見寺	現・川西市北条	真言宗
瑠璃寺	現・南光町船越	真言宗
達身寺	現・水上町清住	曹洞宗
法界寺	現・三木市別所	浄土宗
性海寺	現・神戸市西区	真言宗
近江寺	現・神戸市西区	真言宗
願成寺	現・太子町松尾	臨濟宗
円融寺	現・美津町岩見	真言宗
飯出寺	現・太子町？	不明
長福寺	現・不明	不明

表19の中で香住町の大乗寺は天平十七年（七四五）に開創されたといひ、通称・応挙寺として有名であり、浜坂町の相応峰寺は天平九年（七三七）の開創と伝える。また日高町の進美寺は慶雲二年（七〇五）の開創で天平十年（七三八）に堂塔伽藍が建立されたといひ、日高町の観音寺は天平年間、長楽寺は和銅六年（七二三）、蓮台寺は天平十七年（七四五）の開創と伝え、国分寺と法華寺は後述するように古代国分寺の法灯を継ぐ伝・行基開創寺院である。なお表20の中で性海寺と近江寺は行基の弟子・離念上人によって開かれ、さらに願成寺・

円融寺・飯出寺・長福寺は同じく行基の弟子・澄光上人の開創と伝えている（『峰相記』）。およそ行基の弟子については『続日本紀』に千人を数えるといひ（『天平二年』、『七月百条』）、『七大寺年表』、『僧綱補任抄』は三千百余人、『東大寺要録』は三千百九人と明記しているが、『峰相記』にみえる離念、澄光上人については確認できないのが現状である。

行基の活動

行基（六六八―七四九）という僧は一体どのような人物であつたのであろうか。まず嘉禎元年（一二三五）奈良県生駒市の竹林寺から発見された『行基基誌』（大僧上舍利瓶記）や、『行基菩薩伝』などによると、天智七年（六六八）父を高志才智、母を蜂田古爾比売として河内国大鳥郡蜂田郷（現・大阪府堺市）に生まれたという。そして天武天皇十一年（六八二）に出家して当初は薬師寺僧であつたというが、家原寺を拠点にして積極的に民衆を教化しはじめた。

まず『続日本紀』養老元年（七一七）四月二十三日条によると、
 小僧行基併びに弟子等、街衢に零置りて妄りに罪福を説き、朋党を合せ構へて指臂を焚き剥ぎ、歴門仮説して強いて余物を乞ひ、詐りて聖道と称して百姓を妖惑す。道俗擾乱して四民業を棄つ。進みては釈教に違ひ、退ては法令を犯す。

とあるように、彼の周囲には多くの民衆が集まって一種の「行基集団」を形成していたが、「僧尼令」に違反するとして政府から弾圧された。しかしながら、東大寺大仏造営事業に伴い政府の彼に対する態度は変化の様相を呈し、天平十五年（七四三）行基はその大仏建立の為の勧進活動を開始している。そして同十七年（七四五）彼は大僧正に任命された（『続日本紀』）。

れば千を以て数ふ。行く処和尚の来るを聞けば巷ちまたに居人なく、争ひ来りて礼拝す。器に随ひて誘導し、咸ことごとく善かほに趣むかしむ。また親ら弟子等を率もつゐて諸もろの要害の処に於て橋つづみを造り陂つづみを築く。聞見の及ぶ所、咸く来りて功を加へ不日にして成る。百姓ひやくせい今に至るまで其の利を蒙れり。(中略) 留止する処に皆道場を建つ。その畿内に凡およそ四十九処、諸道にもまた往々して在る。弟子相継ぎて皆遺法を守り今に至るまで住持す。

とみえている。いま参考までに『行基年譜』所収の「天平十三年辛巳記」に記される行基建設の仏教・社会施設を年代順に挙げると表21のとおりである。

以上のような行基像は、後世に色々な形で伝承されて現在に至っているが、畿内を中心とした行基の活動が、いつ、どのように、誰によって全国各地に伝播されていったか、そして問題の但馬(竹野)地方における寺院の行基開創伝承がどのようにして形成されていったか、その過程を極めることは今後の課題であるとともに困難な仕事である。

第三節 但馬の国分寺

国分寺の
創 建

律令時代の仏教は、一般に鎮護の国家仏教・官寺仏教と要約されるが、その国家・官寺仏教の地方的整備拡充政策の一環として現われたのが国分寺の創建であった。国分寺は文字どおり国ごとのために設置された官寺で、災害、疫病、五穀豊饒など、すべては日本国全体の鎮護を祈るものとして存在した。

そうした国分寺の源流は、天武天皇十四年（六八五）の「諸国の家毎に仏舍利を作り、乃ち仏像及び経を置きて、以て礼拝供養せよ」という『日本書紀』にみえる詔文にあるといわれ、またその後の構想は、天平九年（七三七）の諸国ごとの釈迦三尊と大般若経の書写、同十二年（七四〇）六月の七重塔と法華経の造写、および、同年九月の観音像と観音経の造写励行にあり（『統日本紀』）、これらが国分寺創建の布石をなすものであったといふ。

そこではいわゆる国分寺創建の発布については、『統日本紀』天平十三年（七四二）三月二十四日条の詔、『類聚三代格』（卷三）にみえる同年二月二十四日の勅、同十四年二月二十四日付の「最勝王経竹帙銘」（『聖徳太子文』下巻）が知られているが、その発布の時期は天平十三年二月二十四日とみる見解が有力である。今、『統日本紀』の本文を示すと、

詔して曰く、朕、薄徳を以て恭しく重任を承け、いまだ政化を弘めず、寤寐多く慚ず。…頃者、年穀豊かならず、疫癘頻りに至る。慙懼交も集りて、唯勞して己を罪す。是を以て広く蒼生のために遍く景福を求む。…宣しく天下諸国をして各敬ひて七重塔一区を造り、併びに金光明最勝王経・妙法蓮華経各一部を写さしむべし。朕はまた別に金字の金光明最勝王経を擬へ写して、塔ごとに各一部を置かしむ。冀ふ所は聖法の盛んなること天地と与に永く流へ、擁護の恩、幽明に被らしめて恒に満たんことを。それ造塔の寺は兼ねて国の華たり、必ず好所を択んで実に長久にすべし。…また国ごとの僧寺には封五十戸・水田十町を施し、尼寺には水田十町、僧寺には必ず甘僧あらしめ、その寺名を金光明四天王護国之寺となせ。尼寺には一十尼ありて、その寺名を法華滅罪之寺となせ。…その僧尼は毎月八日には必ず最勝王経を転読

すべく、月半ばに至るごとに戒羯磨を誦し、毎月六斎日には公私漁獵殺生することを得ざれ。

とあるように、国ごとに七重塔一基の造立、最勝王経・法華経一部の書写、および、塔には天皇書写の金字最勝王経を奉納安置することを命じたものであった。そして、その国分寺には僧寺と尼寺があり、正式には僧寺を「金光明四天王護国之寺」、尼寺を「法華滅罪之寺」と呼ぶものであった。『類聚三代格』（卷三）所収の勅文は、右の『続日本紀』と同趣旨であるが、別に五カ条の願文があり、逆に『続日本紀』は『類聚三代格』にみえない僧寺に対する封戸五十戸施入の記事が収められている。このように国分寺創建については、複雑な建立経過と内容があつたが、いずれにしても天平九年（七三七）ごろの疫病流行にともなつて護国思想が一段と高揚する中で、鎮護国家仏教体制を地方諸国の末端まで拡充させたものであつたと解釈できるだろう。

但馬の 全国に残る国分寺跡についてはその場所、建築様式など不明な点も多いが、但馬の国分寺跡は、

国分寺

現・日高町国分寺字堂ノ前にある一廃寺跡がその遺跡と考えられている。創建当時の遺構としては、「塔屋敷」と通称される場所にある二個の礎石が知られ、そのうち一個は昭和四十八年（一九七三）以降の学術調査によつて塔礎石の一つであることが確認され、また一辺約十六メートルの塔基壇も検出され、伽藍配置としては法隆寺式らしいことが知られている。さらに塔付近からは数種の宇瓦が発見され、創建当時のものと思われる草弁八葉蓮華文の軒丸瓦と唐草文をもつ軒平瓦は貴重なもので、昭和五十二年（一九七七）の発掘調査では奈良平安期の木簡・四二点が検出されている。

このような但馬の国分寺は、『続日本紀』天平勝宝八年（七五六）十二月二十日条によると、丹波、丹後国など二六カ国の国分寺とともに灌頂幡、道場幡、緋綱が配られて聖武天皇の一周忌法要に使われ、その後



図39 但馬国分寺発掘調査図（『仏教芸術』103号より転載）

は寺物とされたことがわかり、次いで『同書』宝龜八年（七七七）七月十四日条に、「但馬国の国分寺の塔に震す」とあり、落雷のために焼失している。さらに『日本三代実録』貞觀四年（八六二）十一月二十五日条には、但馬国権守豊井玉が公廨（官稻の一種）を割いて幡十八旒・各長さ一丈五尺を造つて国分寺に施している。次いで弘安八年（一二八五）の『但馬国太田文』によると、国分寺は領家を「白川中将」とし、定田二十三町一反七十二分を有して京都・法勝寺の末寺であった（『鎌倉遺文』一）。さらにこの古代国分寺の法灯をつぐ護国山国分寺（現・日高町国分寺）には建武五年（一三三八）光厳上皇の寺領安堵の院宣が伝蔵され、堂内に安置される薬師如来坐像は創建当時の本尊であったと伝承されている。なお、但馬の国分尼寺は現・日高町水上にその礎石が残っており、天台山法華寺（現・日高町山本）がその後身という（『兵庫県史』第一巻・上巻参照）。

第四節 但馬と竹野町の式内社

但馬国の 律令国家における神社制度は神祇令に基づいて運営され、全国の神社も最高機関としての神祇式内社 官によつて統制された。式内社しきないしゃというのは、延長五年（九二七）に完成した『延喜式』（巻九・十）の「神名帳」に登録された神社のことで、その他の式外社と相対するものである。その『延喜式』によると、全国に散在した天神地祇は三三三座・二八六一処が記載されている。座とは神座を意味し、処（所）とは社の所在数のことである。こうした天神地祇（神社）は大社と小社に分類され、さらに神祇官がまつる官幣社かんぺいしゃと国司がまつる国幣社こくへいしゃがあつた。

そうした式内社の中で但馬国の式内社は、一三三座（一一三三座）で大社一八座（一〇座）・小社一一三座（一

○(三座)があつた。その大社は朝来郡の粟鹿神社、養父郡の夜夫坐神社・水谷神社、出石郡の伊豆志坐神社・御出石神社、気多郡の山神社・戸神社・雷神社・檜椒神社、城崎郡の海神社で、いずれも名神社であつた。名神社というのは臨時奉幣である名神社祭に特に預かる神社である。

粟鹿神社は現・山東町粟鹿の粟鹿神社で天平九年(七三七)の『但馬国正税帳』と大同元年(八〇六)の成立と推定される『新抄格勅符抄』(『国史大系』所収)に存在が知られ、承和十二年(八四五)に神階・従五位下が叙せられ(『続日本』後紀)貞観十年(八六八)には正五位下、同十六年(八七四)に正五位上に昇叙されている(『日本三代実録』)。また『延喜式』の神明帳頭注には一宮とし、弘安八年(二二八五)の『但馬国太田文』には但馬国の二宮とあつて詳かでないが、鎌倉室町期の書写とされる『粟鹿大明神元記』・『粟鹿大神元記』(『宮内庁書翰』)は有名である。夜夫坐神社は現・養父町養父市場の養父神社で、『但馬国正税帳』と『新抄格勅符抄』にその鎮座が知られ、承和十二年(八四五)に従五位下(『続日本』後紀)貞観十一年(八六九)には正五位下、同十六年(八七四)に正五位上に昇叙され(『日本三代実録』)これらには「養父神」と記されている。水谷神社は現・養父町奥米地に鎮座し、先記の養父神社と混同されて詳細不祥であるが、既述のごとく平安時代には安楽壽院の莊園として扱われており、「水田貳拾町」として「壹處 字水谷神宮寺」とみえている(『平安遺文』二)。また『但馬国太田文』には「當國三宮 水谷大社」とある。伊豆志坐神社は現・出石町宮内の出石神社で、天日槍命をまつり但馬の開拓神として篤い信仰を集めている。『但馬国正税帳』と『新抄格勅符抄』に存在が知られ、承和十二年(八四五)に従五位下(『続日本』後紀)貞観十年(八六八)に正五位下、貞観十六年(八七四)には正五位上に昇叙され(『日本三代実録』)「出石神」と記されている。『但馬国太田文』によると「當國一宮 出石大社」であつた。御出石

神社は現・但東町水石みずいしの水石神社、または、現・出石町桐野きりのの御出石神社に比定されており、その詳細は明らかでない。山神社は現・日高町山宮やまのみや、戸神社は現・日高町十戸じゅうこ、雷神社は現・豊岡市佐野、海神社は現・豊岡市小島おしまにそれぞれ鎮座する神社と考えられ、いずれも承和九年（八四二）に官社となり（『統日本』後紀）、貞観十年（八六八）に従五位上に叙せられている（『日本三』代表録）。

竹野町の式内社 竹野町の椒に鎮座する檮椒神社は、先述のように式内大社であったが、『統日本後紀』承和九年（八四二）十月十五日条に「蜀椒神」とみえ官社に預かっている。次いで『日本三代実録』

貞観十年（八六八）十二月二十七日条によると従五位下から従五位上に叙せられている。また永暦二年（一一六一）八月七日付「大岡寺敷地山林注進状案」の惣寺内の四至（北限榭）坂鳥居」とみえ、大岡寺との境に鳥居が立てられており（『鎌倉遺文』補、三二七号文書）、保元三年（一一五八）十二月三日付「官宣旨」には「榭別宮」とあり（『平安遺文』二、九五九号文書）。石清水八幡宮末としての檮椒神社を確認することができる。このころ八幡神が勧請されたものと思われるが、弘安八年（一一八五）の『但馬国太田文』には「八幡宮領椒別宮八丁三反 佛神田二丁九反半、人給一丁二反、定田四丁一反三百歩」と記されている（『鎌倉遺文』一、五七七四号文書）。なお境内神社として薬師如来を本地仏とする祇園社（牛頭天王社）がある。次に竹野町の式内社（小社）として『延喜式』には美含郡に鷹野神社、阿古谷神社、桑原神社、色来神社が登録されている。

鷹野神社は竹野浜に鎮座し、一説には八世紀後半の宝龜年間に勧請（かんじゆう）されたといい、大己貴命、天穗日命、天満自在天宮など複数の神を祭神としている。また社伝によれば懿徳天皇の皇子・多藝志比古命（たぎしひこののみこと）をまつるともいい（『兵庫縣神』社誌下巻）、その多藝志比古命は古代の氏族・多遲麻之竹別の祖といわれる（『古事記』中巻）。中世には山名

氏の崇敬が篤く、応永三年（一三九六）にはその山名氏が社頭や鳥居を建立して社領七五貫文を寄進したとも伝えている。また山名氏時代より境内で舞樂が奉納されてその神役二四名が定められ、その時の神具面が桑原神社（桑野本）に伝来した行道面であると同社側はいう（享保二十年「磯野神社由来」仮題）。

阿古谷神社は現・阿金谷地区に鎮座する石原神社が阿故谷神社と伝承されて（近世には妙見大権現とも呼ばれた）古代の式内社であったといい、またいっぽうには現・轟地区に鎮座する森神社が阿古谷神社の前身ともいわれている。こうした同じ「阿故谷」という名称をめぐる式内社論争は明治初期から行なわれた。桑原神社も現・森本地区の桑原神社と現・桑野本地区の桑原神社が明治初期からその式内社をめぐる比定論争をおこなっている。

色来神社は現・林地地区に鎮座する色来神社で、創建年代は不祥ながら地区内の色来谷という地名に由来するものであるといわれる。また一説には村内の広瀧に鎮座して広瀧明神と呼ばれたともいい、元禄四年（一六九二）に本殿が再興されている。なお境内神社の稲荷社は近くにあった常楽院がこれを支配していた。なお、これらの神社については「民俗・文化財編」でも再説する予定である。